****
やまくら通信　（やまぐち・くらしの安心ネット通信）　平成 24 年 10 月 17 日
－No.５０－　事務局：山口県消費生活センター
****

■「国民被害対策相談センター」を名乗るハガキに注意！■■■■■■■■■■■■■■■■

国民被害対策相談センターを名乗る架空の団体から、以前契約した訪問販売会社が管轄裁判所に未納の料金について訴訟を起こしたので、身に覚えがない場合は早急に連絡する様にという内容の「訴訟内容確認通知」が届いたという相談が多数寄せられています。決して連絡しないようご注意ください。不安に感じるときは、消費生活センターに御相談ください。

なお、国民生活センター等実在の名称を名乗って同様の文書・メールを送付してくるケースもありますので、併せて御注意ください。

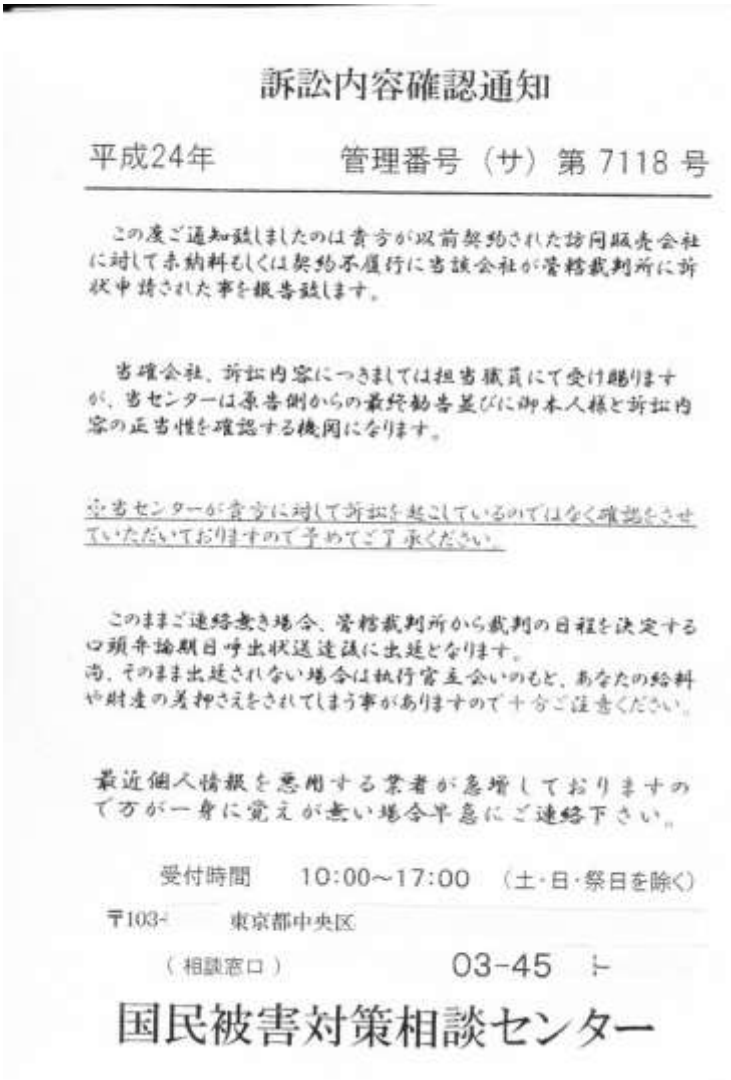

訴訟内容確認通知

平成24年　管理番号（サ）第 7118 号

この度ご通知致しましたのは貴方が以前契約された訪問販売会社に対して未納料もしくは契約不履行に当該会社が管轄裁判所に訴状申請された事を報告致します。

当確会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは原告側からの最終勧告並びに御本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関になります。

当センターが貴方に対して訴訟を起こしているのではなく確認をさせていただいておりますので予めてご了承ください。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する口頭弁論期日呼出状送達通知に出延となります。
尚、そのまま出延されない場合は執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえをされてしまう事がありますので十分ご注意ください。

最近個人情報を悪用する業者が急増しておりますので万が一身に覚えが無い場合早急にご連絡下さい。

受付時間　10:00～17:00　（土・日・祭日を除く）

〒103-　東京都中央区

（相談窓口）　03-45　ト

国民被害対策相談センター

会員の皆様へ○==========
※　消費生活トラブル情報に関する照会等は、必ず電話でお願いします。
事務局：山口県消費生活センター企画啓発班
TEL：０８３－９２４－２４２１　　FAX：０８３－９２３－３４０７
メールアドレス：yka-net@pref.yamaguchi.lg.jp
ＨＰ：http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/yka-net.html